

# 内灘町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 進捗状況速報値

(平成 24 年度)

## 温室効果ガス削減効果

平成 24 年度における温室効果ガス排出量は目標値 127,267 t-CO<sub>2</sub>/年に対し、165,194 t-CO<sub>2</sub>/年であり、目標達成まで 37,927 t-CO<sub>2</sub>/年の削減が必要となります。

年度		排出量	
目標	平成 2(1990)年度相当	127,267 t-CO <sub>2</sub> /年	
	平成 20(2008)年度	157,587 t-CO <sub>2</sub> /年	
	平成 23(2011)年度	173,460 t-CO <sub>2</sub> /年	(157,815 t-CO <sub>2</sub> /年) ※1
	平成 24(2012)年度	165,194 t-CO <sub>2</sub> /年	(156,703 t-CO <sub>2</sub> /年) ※1

※1 電気による CO<sub>2</sub> 排出量を実行計画策定時（平成 20 年度）の係数を用いて算出した場合。

参考：電気の排出係数

平成 20(2008)年度 0.432 / 平成 23(2011)年度 0.546 / 平成 24(2012)年度 0.494

目標までの必要削減量	37,927 t-CO <sub>2</sub> /年	( 29,436 t-CO <sub>2</sub> /年) ※1
------------	-----------------------------	-----------------------------------

## 第 2 期計画のポイント

国は、平成 25 年 11 月 15 日に地球温暖化対策推進本部を開催し、我が国における 2020 年度（平成 32 年度）の新たな温室効果ガス削減目標として、2005 年度（平成 17 年度）比で、3.8%削減することとし、同年 11 月 19 日に以下の内容を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

〈国連気候変動枠組条約事務局に提出した内容〉

- ・日本は、2005 年を基準年とし、2020 年に 3.8%の温室効果ガスの排出削減をすることを目標とする。
- ・この目標は、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した、現時点での目標である。
- ・今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定する。

【削減目標】

平成 26 年度（2014 年度）比で 3.8%削減の目標とする

【基準年度】

平成 26 年度

【計画の期間】

平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間

【対象とする温室効果ガス】

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）

【対象施設】

実行計画の対象範囲は、本庁舎ならびに出先機関を含めたすべての施設等に係る事務事業とし、外部機関への委託により実施している事務事業については対象外とします。

管理担当課	施設数	施設名
総務課	1	役場庁舎
学校教育課	7	小学校 (5)、中学校 (1) (給食センターを含む)
消防署	1	消防署
保険年金課	1	保健センター
生涯学習課	1	文化会館
町民生活課	3	町立保育所 (2)、子育て支援センター

前計画では、廃棄物も対象範囲としていたが、本町の廃棄物は、自ら排出しているが、その処理を他者に委託しているため、対象外としたい。

《温室効果ガス総排出算定方法ガイドライン》

地方公共団体が自ら排出した廃棄物であってもその処理を他者に委託した場合には、その焼却に伴う温室効果ガスの排出量は、算定の対象外とする。ただし、処理を他者に委託した場合でも、実行計画に「自ら排出する廃棄物の減量化」等の措置を定めることができ、その場合には、実行計画に基づく措置の実施の状況として、自ら排出した廃棄物の量に由来する温室効果ガス排出量を算定することとなる。

# 平成26年度 内灘町地球温暖化対策地域協議会



平成26年11月19日  
内灘町町民福祉部環境安全課

## 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)抜粋

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

(国及び地方公共団体の施策)

第二十条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

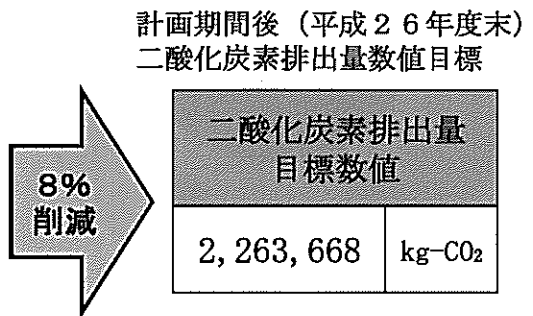
# 内灘町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

平成21年7月作成 計画期間 平成22年度～平成26年度(5年間)

二酸化炭素排出量を、  
基準年度より8%削減することを目標とします。

平成17年度(基準年度) 二酸化炭素排出量

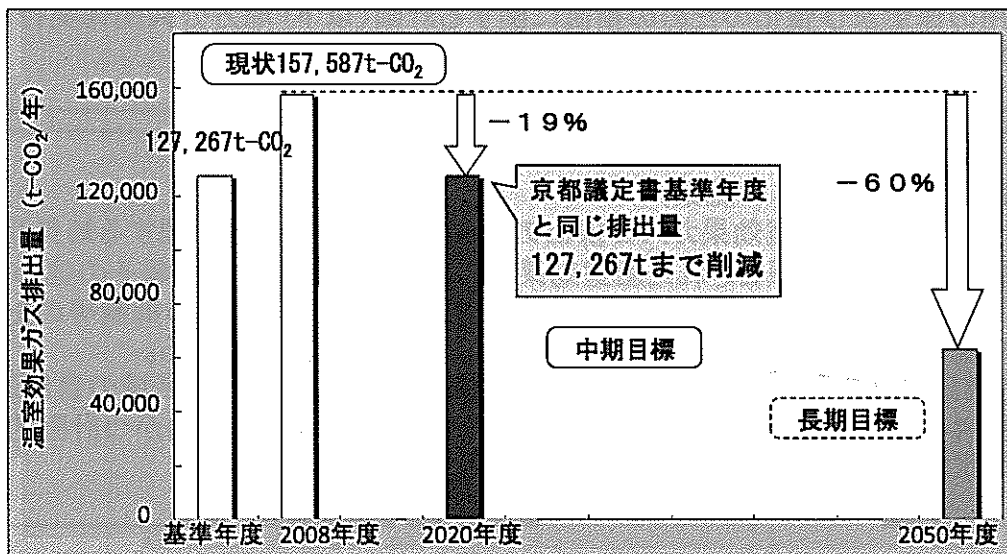
項目		二酸化炭素排出量	
		排出量	単位
燃料	ガソリン	36,614	kg-CO <sub>2</sub>
	灯油	124,260	kg-CO <sub>2</sub>
	軽油	25,620	kg-CO <sub>2</sub>
	A重油	826,502	kg-CO <sub>2</sub>
	液化石油ガス(LPG)	14,912	kg-CO <sub>2</sub>
電気		1,198,163	kg-CO <sub>2</sub>
廃棄物(可燃ごみ)		234,438	kg-CO <sub>2</sub>
合計		2,460,509	kg-CO <sub>2</sub>



# 内灘町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

平成23年3月作成 計画期間 平成23年度～平成32年度(10年間)

平成32(2020)年度までに  
現状(2008年度)から19%削減します。  
(京都議定書基準年度と同じ排出量まで削減します。)



# 内灘町地球温暖化対策実行計画(期間)

<中期目標> <長期目標>

